

## 法第34条第9号の運用基準 (改正施行日 令和2年4月1日)

法第34条9号により、道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等である建築物又は第一種特定工作物については、その用途からして特別の立地を必要とし特に市街化区域及び市街化調整区域の区域区分に関係なく、限られた範囲内に立地することによりその機能を果たすものであり、市街化調整区域に立地を容認しない理由は乏しいとして許可できるものとされているが、これら道路管理施設等の許可については、原則として次の要件に該当する場合に認められるものとする。

### ア 位置

(ア) 高速自動車国道、一般国道、県、市町村道等のうち道路幅員が7m以上かつ通過交通量が5,000台/12時間以上の道路の沿線であること。ただし、下記イの(イ)休憩所(ドライブイン等)については、前記の通過交通量の他に4車線を有する道路の沿線であることとする。

(イ) 現在及び将来の土地利用上支障がない区域であること。

### イ 各施設の基準

#### (ア) 道路管理施設

- a 道路管理者が自ら設置する施設であること。
- b 当該道路の維持、修繕その他の管理を行うための施設であること。

#### (イ) 休憩所(ドライブイン等)

- a 自動車の運転者等が立寄って休憩や飲食ができる施設(主としてアルコール飲料を提供する施設を除く。)であること。
- b 当該敷地内に屋外から利用できる便所が設置されていること。
- c 開発区域はアの(ア)に掲げる道路に30m以上接し、一般の交通に支障とならない位置に有効幅員5m以上の車両用出入口を2箇所設けること。  
ただし、道路管理者との協議により、車両用出入口を2箇所設けることができない場合で、有効幅員6m以上の車両用出入口を1箇所設けた場合はこの限りではない。
- d 開発区域の面積は2,000㎡以上とし、駐車スペースは開発区域の過半以上、かつ収容人員に見合う大きさの駐車スペース(4人に1台で算定し、1台当たり30㎡以上とする。)を有すること。
- e 建築物は原則として平屋建とし床面積(自動販売機のみを設置する施設を除く。)は200㎡以上で宿泊施設や宴会場のスペースがないこと。
- f 店舗に販売コーナーを設ける場合は、床面積の4分の1未満とする。
- g 上記f(販売コーナー)での販売品目は、地場特産品(姉妹都市及び友好都市含む。)に限り、日用雑貨品等を含まないこと。

#### (ウ) 休憩所(コンビニエンスストア)

- a 開発区域の面積は1,000㎡以上3,000㎡以下とする。

ただし、土地の形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- b 運転者等が駐車して休息できる駐車場が十分あること。
- c 運転者等が24時間利用できる便所が設置されていること。
- d 主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売りする店舗（いわゆるコンビニエンスストア）で、長時間営業（14時間以上）を行うものであること。
- e 開発区域はアの（ア）に掲げる道路に30m以上接し、一般の交通に支障とならない位置に有効幅員5m以上の車両用出入口を2箇所設けること。

ただし、道路管理者との協議により、車両用出入口を2箇所設けることができない場合で、有効幅員6m以上の車両用出入口を1箇所設けた場合はこの限りでない。

- f 建築物は、平屋建で床面積200㎡以下とする。  
なお、別棟の倉庫、便所その他これらに類する附属建築物で合計床面積10㎡以内のものは上記「床面積200㎡」に含めない。

(エ) 給油所等（ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド等）

- a 開発区域の面積は1,000㎡以上とすること。
- b 開発区域はアの（ア）に掲げる道路に30m以上接し、一般の交通に支障とならない位置に有効幅員5m以上の車両用出入口を2箇所設けること。

ただし、道路管理者との協議により、車両用出入口を2箇所設けることができない場合で、有効幅員6m以上の車両用出入口を1箇所設けた場合はこの限りでない。

- c 建築物は平屋建とする。
- d 事業所設置について認可の見込みがあるもの。
- e 自動車等の軽易な修理工場を併設する場合には、当該部分の床面積を75㎡以下とすること。

ウ その他当該施設に管理住宅は含まないものとする